

特定非営利活動法人 環境防災総合政策研究機構
環境・防災研究所

不正調査委員会設置要綱

(設置)

第1条 特定非営利活動法人 環境防災総合政策研究機構 環境・防災研究所における研究活動の不正に係る調査の手続き等に関する取扱規程第4条9項に規定する研究者に係る研究活動の不正行為について調査するため、不正調査委員会(以下「調査委員会」という)を設置する。

(組織)

第2条 調査委員会の構成は、特定非営利活動法人 環境防災総合政策研究機構 環境・防災研究所における研究活動の不正に係る調査の手続き等に関する取扱規程第9条第3項に規定する者とする。

第2条の2 調査委員会の委員長には統括管理責任者をもって充て、委員長代理には総務部長をもって充てる。

(会議)

第3条 調査委員会は、委員長が招集し、会議を総理する。

第3条の2 委員長に事故あるときは、委員長代理がその職務を代行する。

第3条の3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

第3条の4 委員は、自己又は親族に関する事案の審査に参加することができない。

第3条の5 会議は、非公開とする。

(委員以外の出席)

第4条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めその意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(その他必要な事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、その運営に関して必要な事項は、調査委員会が定める。

附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。